

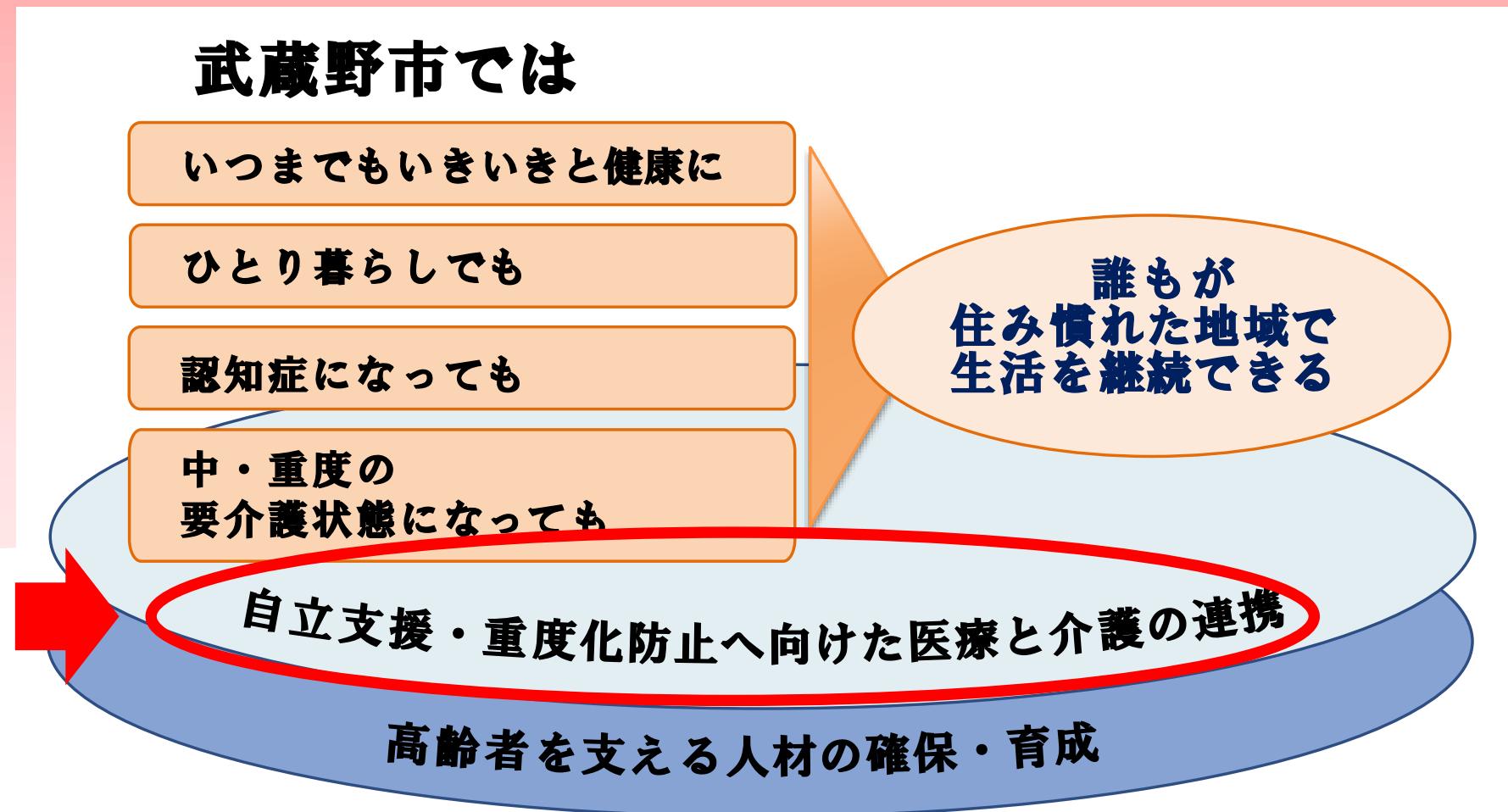
<武藏野地域包括ケア研究会>

武藏野市の福祉施策の歴史と地域包括ケアシステムの特徴

—在宅医療介護連携編—

自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携

2023.2.14 笹井 肇

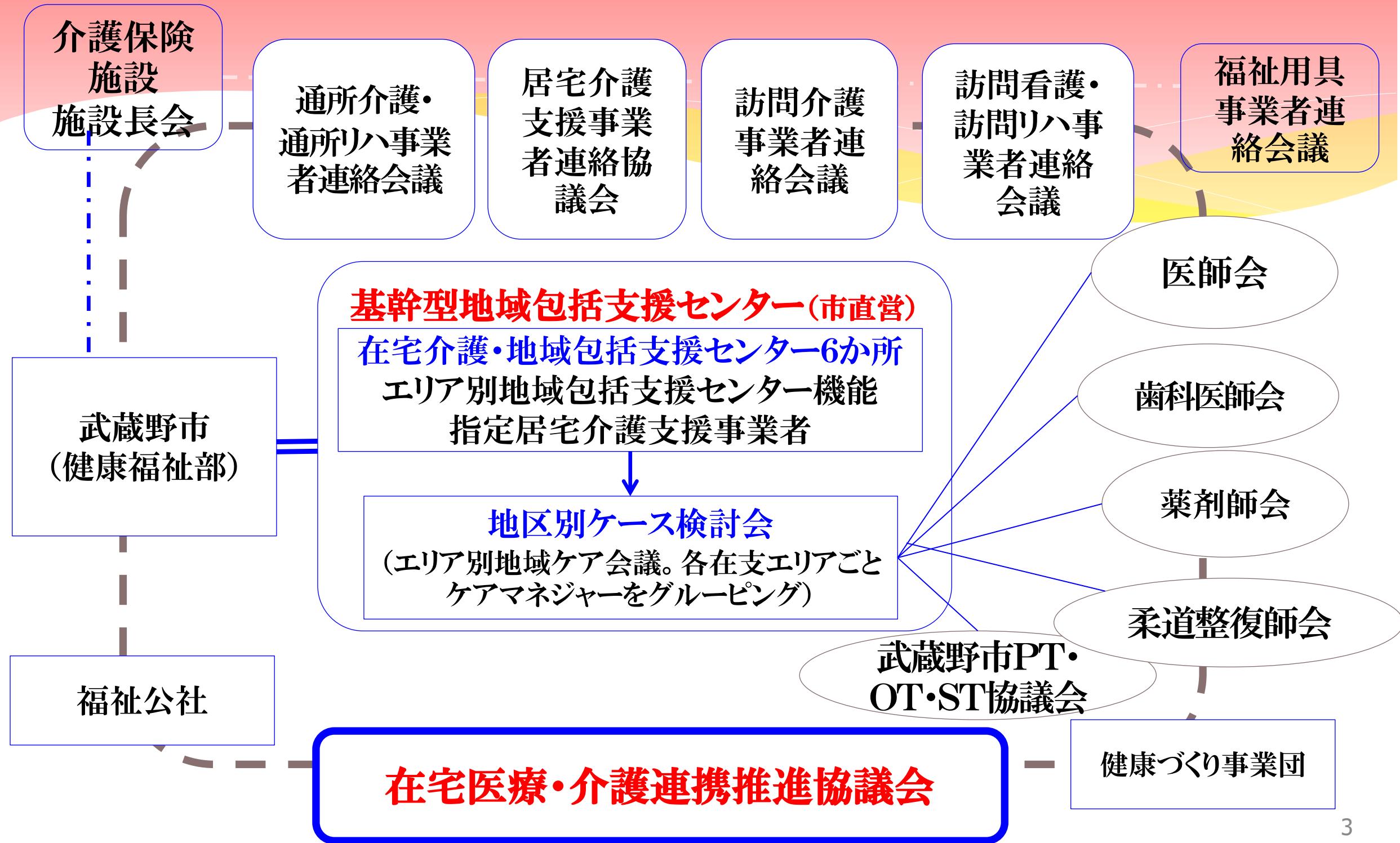


武蔵野市における医療と介護の連携の歴史

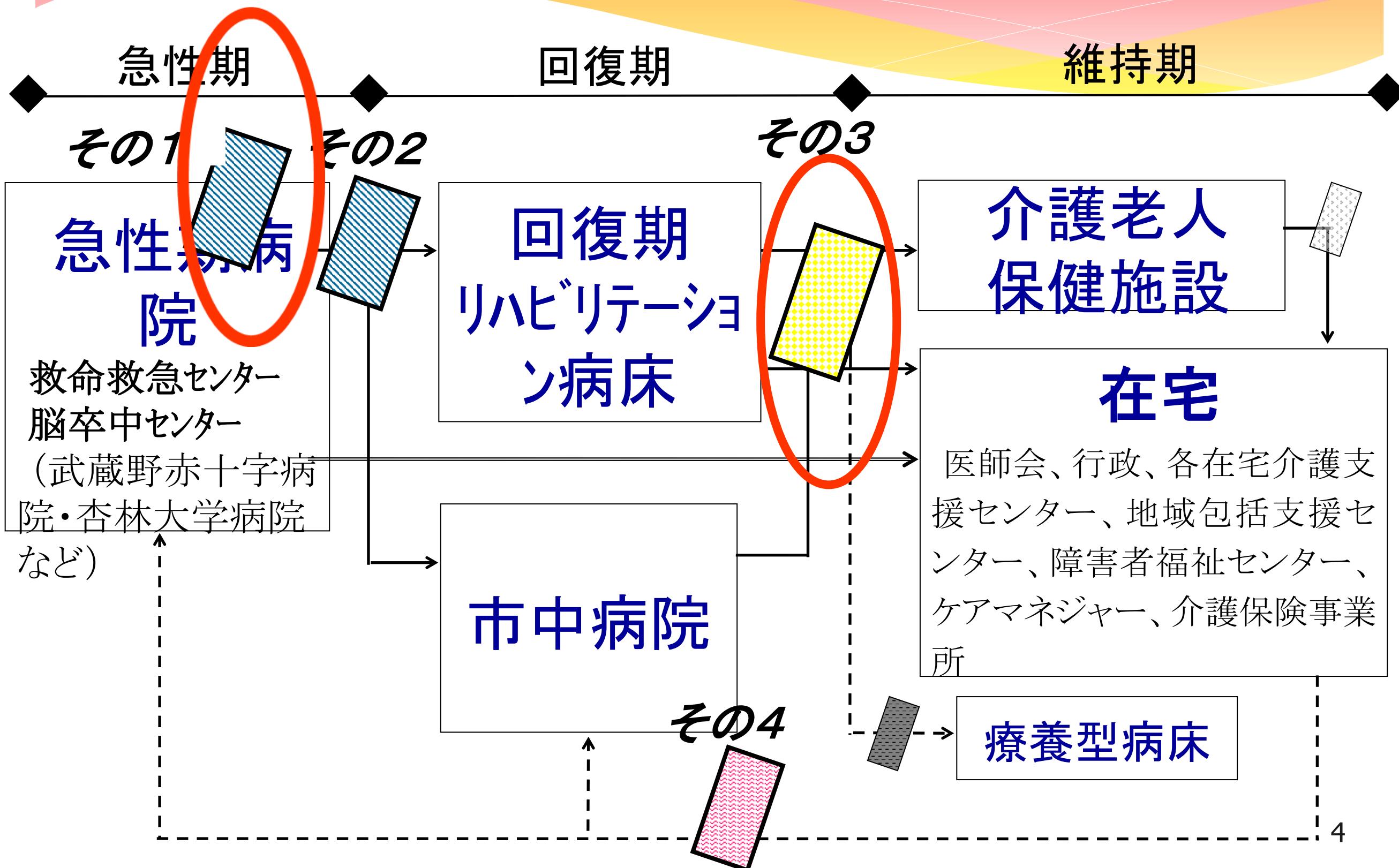
- 「顔の見える関係」だけでは”連携”は築けない！ 「腹の中が見える関係」へ！
- 医療情報の共有だけでは”連携”ではない！ 課題解決に向けた「共通目標」を！

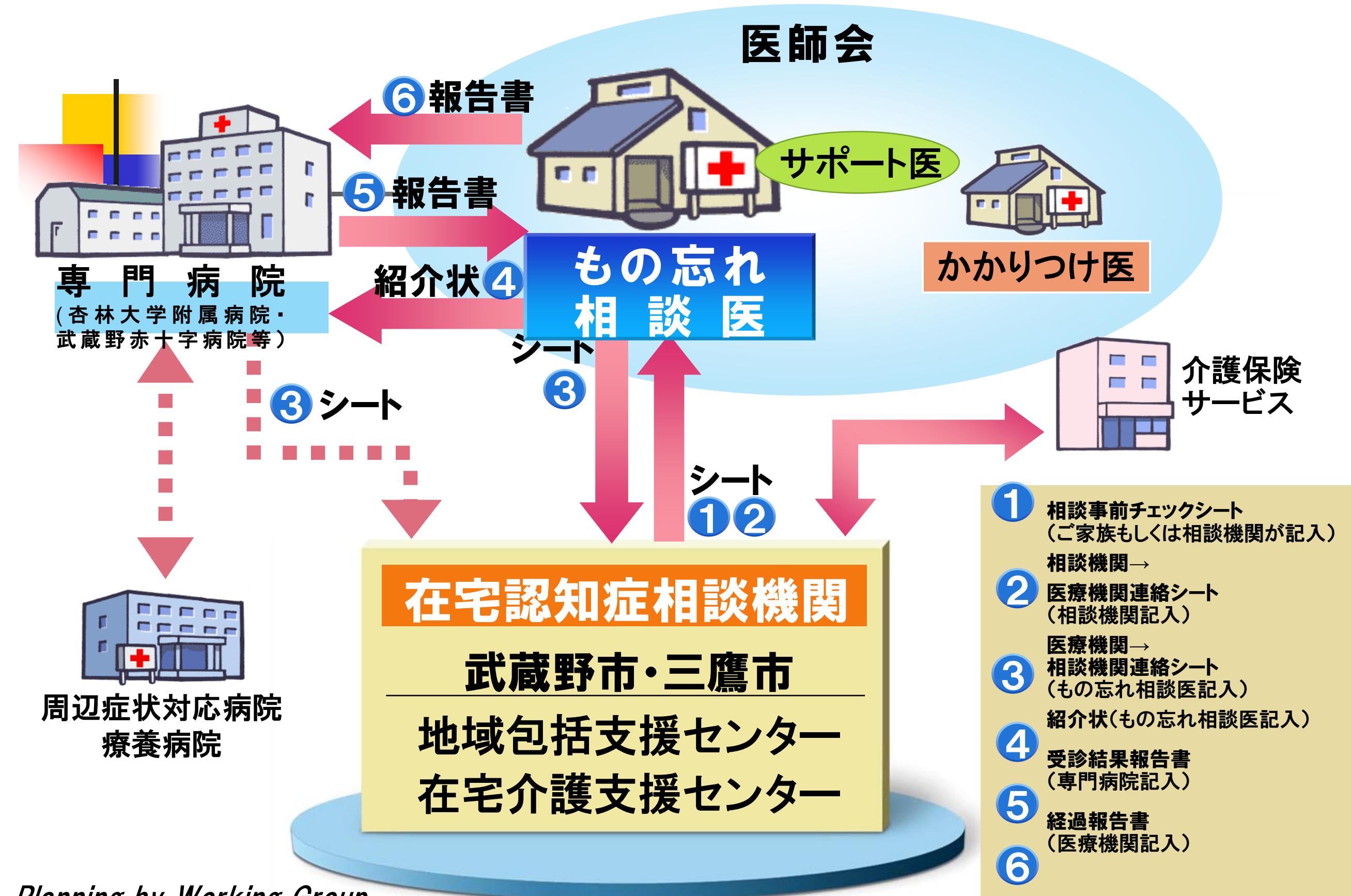
- 2000年：武蔵野市独自の連携様式(介護情報提供書等)
- 2001年：地区別ケース検討会(エリア別地域ケア会議)における医師会の先生を講師とする研修会と事例検討
- 2008年：「脳卒中ネットワーク」の「脳卒中地域連携パス」(地域連携診療計画書)による急性期・回復期から在宅介護に至るまでの医療と介護の連携
- 2011年：「認知症連携シート」による在宅相談機関・もの忘れ相談医・専門病院・かかりつけ医の連携
- 2014年：在宅療養継続支援のための「医療機関一時入院連携制度」(バックベッド)
- 2015年：ICT(タブレット端末)による主治医・医療職・介護職の連携 など

武蔵野市介護保険事業者支援・連携図

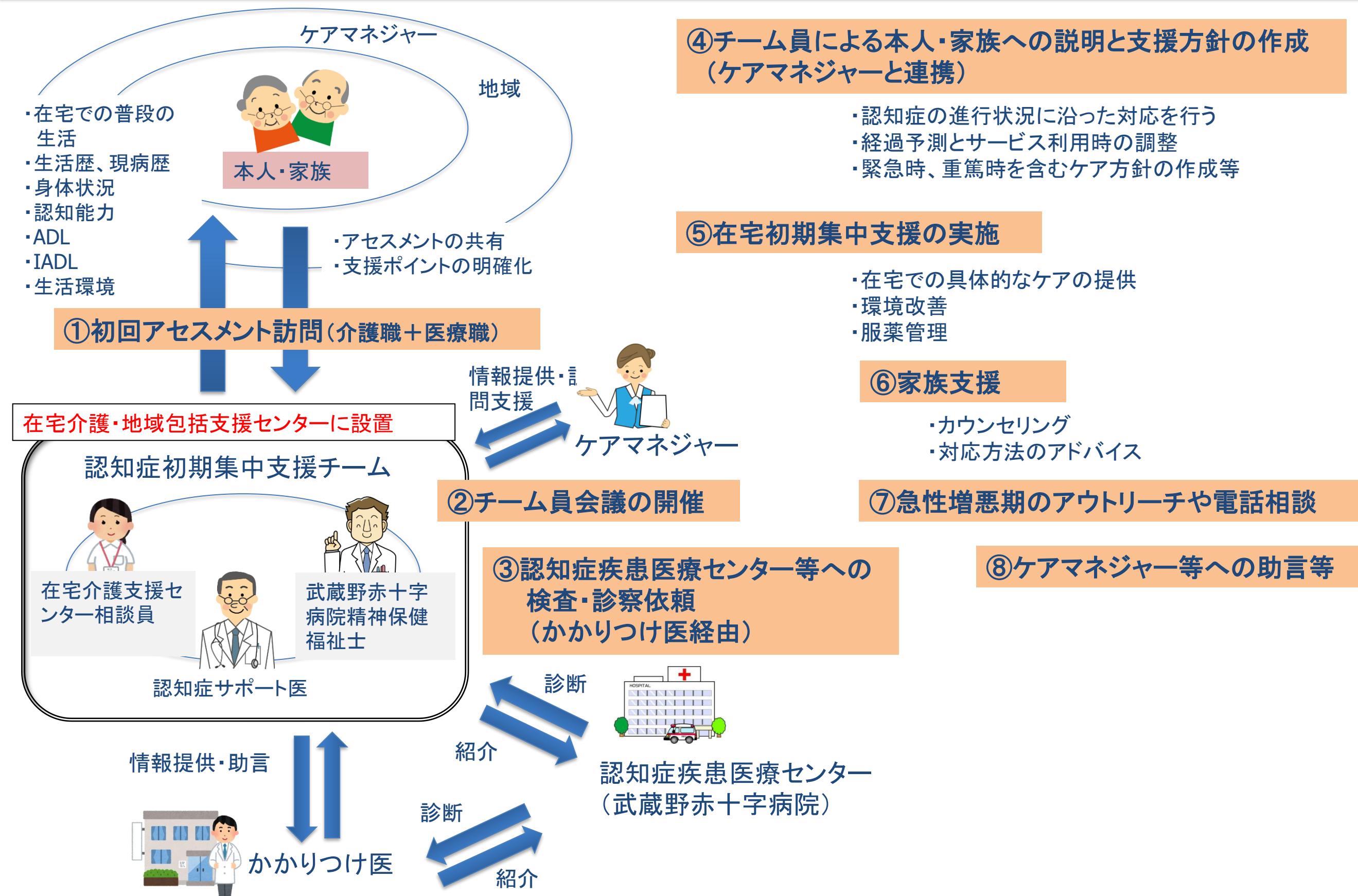


脳卒中地域連携診療計画書(連携パス)の流れ





武藏野市認知症初期集中支援チームの概念図



在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、2015年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年(2015年)4月から取組を開始し、平成30年(2018年)4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護サービス資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援 ＜在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営等＞

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）在宅医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



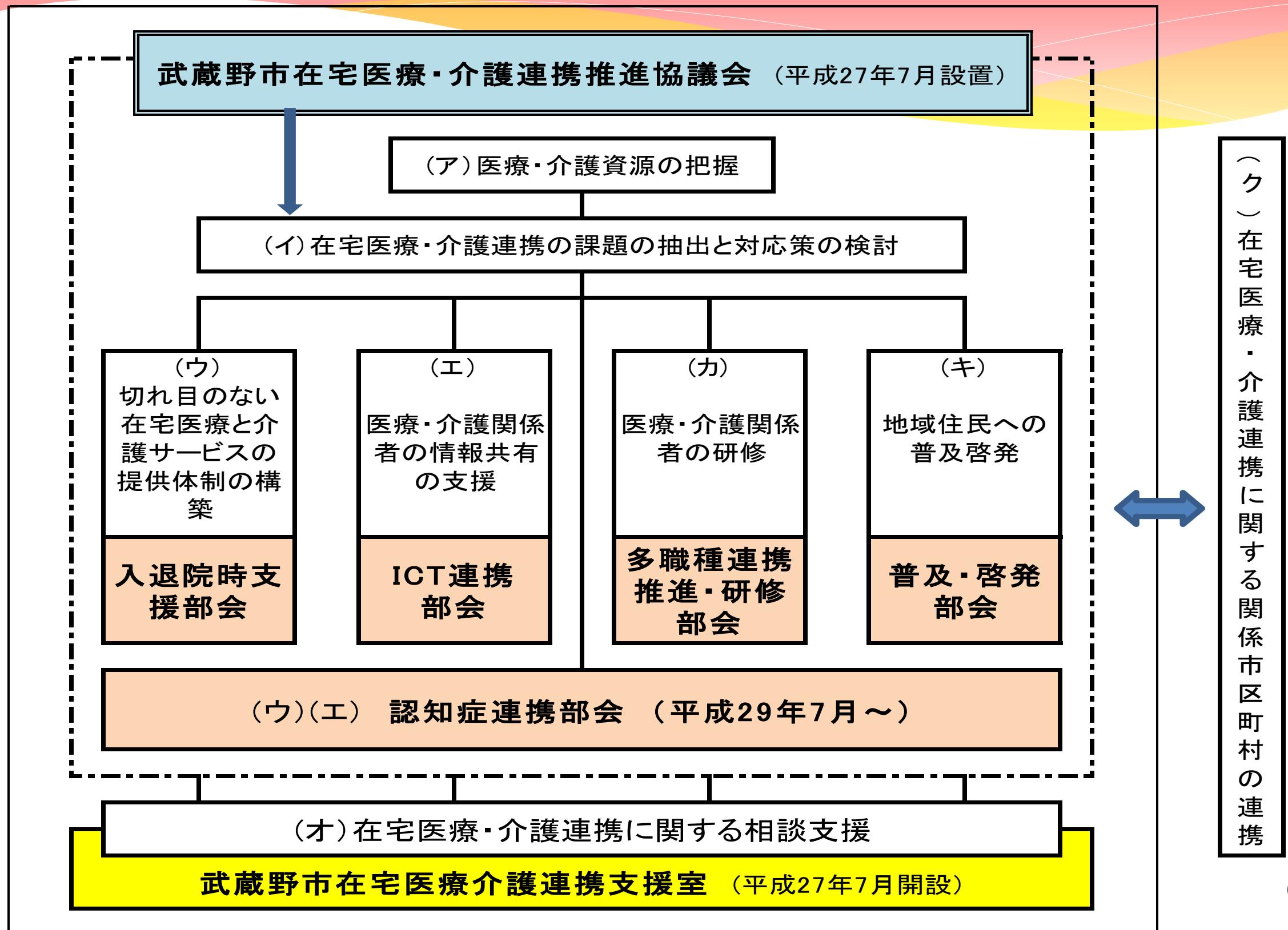
（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討
例）二次医療圏内の病院から退院する事例等について、都道府県、保健所等の支援の下、医療・介護関係者間で情報共有の方法等について協議 等

武蔵野市における在宅医療・介護連携推進事業の取組み方針

	在宅医療・介護連携推進事業の事業項目	武蔵野市の取組み方針
ア	地域医療・介護サービス資源の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護サービスマップの作成 ・武蔵野市医師会作成の医療機関総合案内の活用 ・武蔵野赤十字病院作成のリハビリ資源マップの活用 ・武蔵野市介護サービス事業者リストの活用
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携のための全市的組織「在宅支援連絡会」を「在宅医療・介護連携推進協議会」へ改組
ウ	切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用によるチーム在宅医療体制・チームケアの推進 ・訪問看護ステーションとケアマネジャーとの連携強化のための訪問看護ステーションへの補助金の新設
エ	在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援	<ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中地域連携パス、もの忘れ相談シート等の活用 ・退院時支援の課題抽出、退院時カンファレンスの実施率向上
オ	在宅医療・介護連携に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市医師会と市の協議により、平成27年4月に武蔵野市医師会に「在宅医療・介護連携支援室」を設置
力	在宅医療・介護関係者の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別ケース検討会、テーマ別研修会、地域ケア会議の活用 ・多職種合同研修会、全体研修会の活用
キ	地域住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり事業団による情報提供・普及啓発 ・講演会・シンポジウム等の実施
ク	二次医療圏・関係市区町村の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都多摩府中保健所等との連携による圏域のネットワーク強化

在宅医療・介護連携推進協議会に5つの専門部会を設置

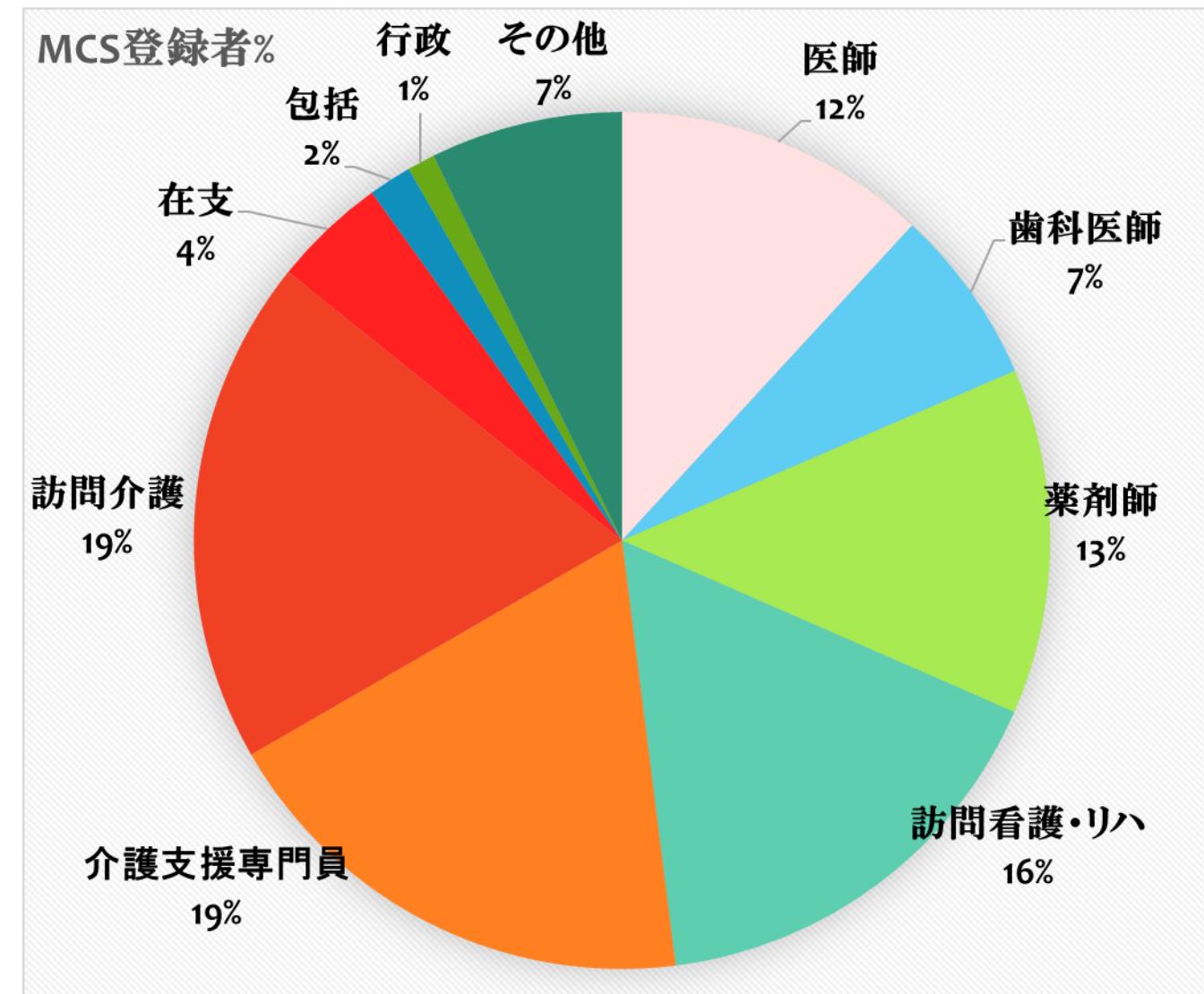


武藏野市におけるICT連携ネットワーク (メディカルケアステーション)登録状況

○武藏野市はMCS(メディカル・ケア・ステーション)というアプリケーションを活用した連携を推進。2023年(令和5年)1月末現在、675名の多職種の方に登録いただいています。

○利用された方からは「連携が取りやすくなった」「他職種の考え方を学ぶことができた」といった声が寄せられています。

職種	登録メンバー数
医師	80
歯科医師	45
薬剤師	88
ケアマネジャー	126
訪問看護・訪問リハビリ	111
訪問介護	129
地域包括支援センター・ 在宅介護支援センター	40
行政	7
その他	49
合計	675



(2023年1月31日現在)

在宅医療介護連携の促進・ケアの質向上へ向けた連携

訪問看護と介護の連携強化事業

【2015年度(平成27年度)創設事業】



○今後さらに増加が予想される、医療ニーズのある重度の要介護・単身高齢者等でも、在宅生活を継続できるようにするために、訪問看護事業所が利用者の状況を的確に居宅介護支援事業所に情報提供する連携の仕組みが必要。

○国が2015年度から介護保険制度に位置付けた在宅医療・介護連携推進事業の(ウ)「切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進」の具体的な実現。

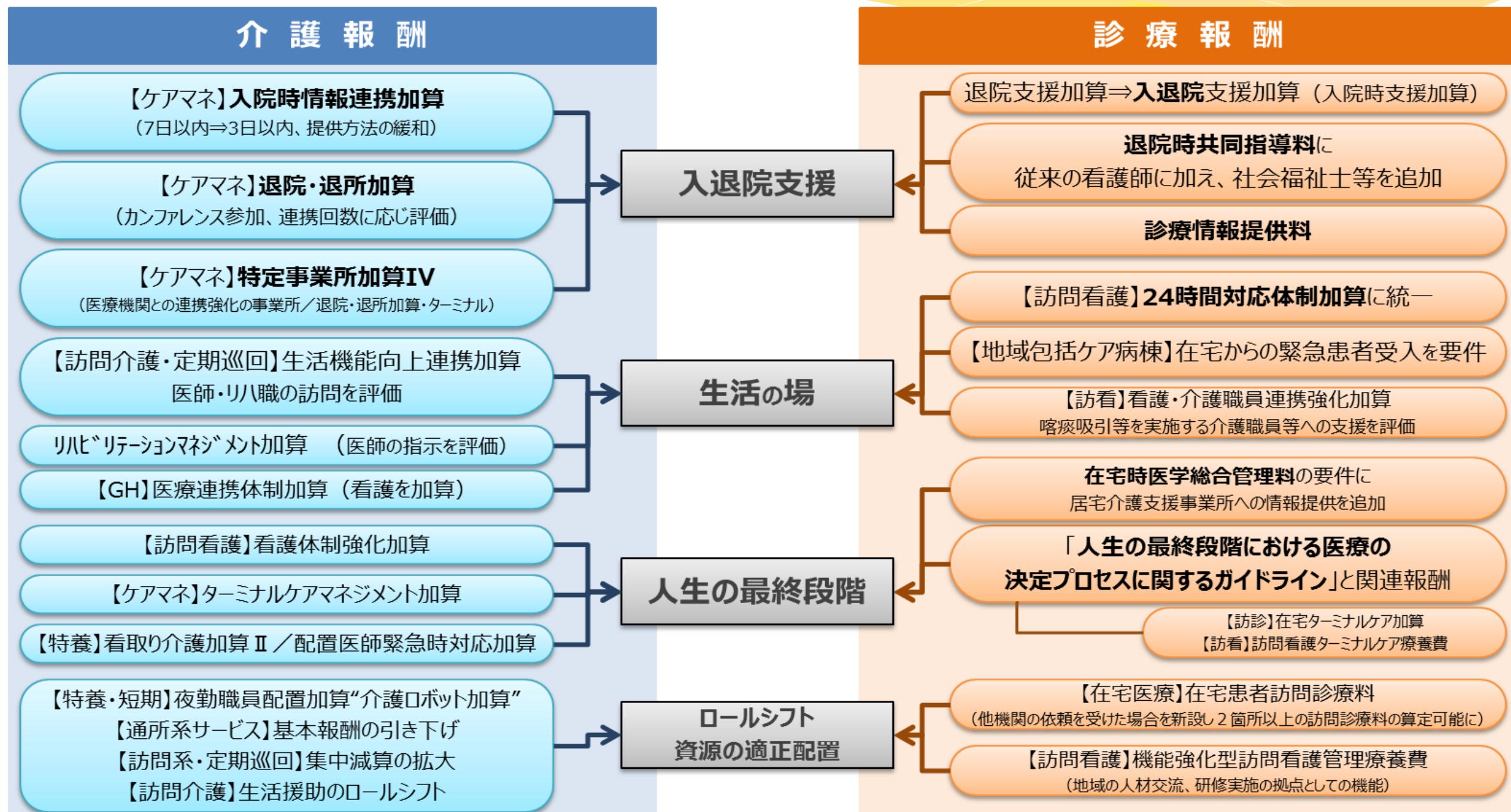
○指定訪問看護事業所が、市独自の統一様式で利用者の居宅介護サービス計画作成に必要な医療情報をケアマネジャーに提供した場合に、利用者一人につき、次のように連携費を支給している。

* 1.24時間体制 月1回2,000円 (指定定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号。以下「居宅サービス算定基準」という。) 別表3に規定する夜間若しくは早朝又は深夜に指定訪問看護を行った場合の加算・緊急時訪問看護加算対象等)

2.上記以外 月1回1,000円

医療と介護の連携強化に向けたインセンティブ

■2018(平成30)年度報酬改定(診療報酬・介護報酬の一部)の例



資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

岩名礼介作成(講演資料)

高齢者等緊急訪問介護（レスキューヘルパー）事業【武藏野市独自】

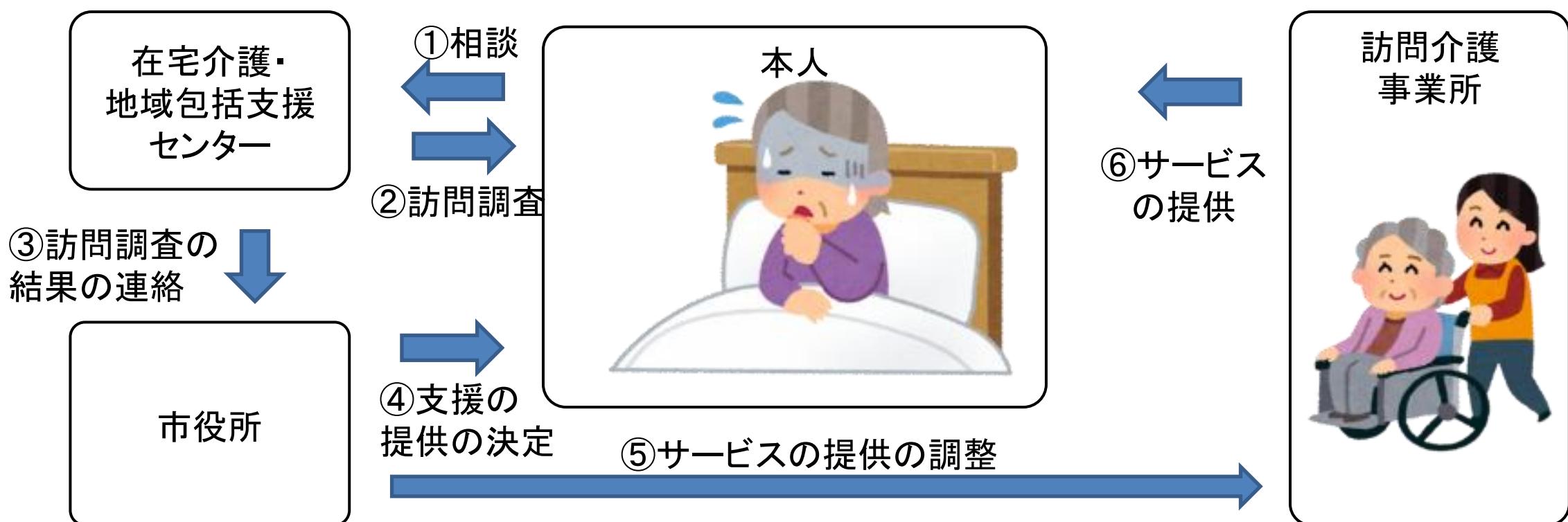
- 急病やけがの際に、ヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助を行う、高齢者等緊急訪問介護事業（レスキューヘルパー事業）を実施。
- 2020年度（令和2年度）から、新型コロナウィルス感染症の自宅療養者にも対象を拡大。
- 65歳未満の同居家族がいても障害がある等で本人への支援が難しい場合もあることから、必要な人が支援を受けられるよう対象要件を検討します。

○次の①～③すべてを満たす方がご利用いただけます。

①おおむね65歳以上 ②ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯 ③本人の急病などで一時的に支援が必要 ※介護保険サービスを利用している（できる）方は除く

○サービスの提供は、1週あたり4時間まで、2週間以内

○利用料は30分250円



エンディング（終活）支援事業の拡充

- おおむね65歳以上の市民を対象に、自己決定ができるうちに、介護や医療、人生最期の過ごし方等について考え、備えるきっかけとしてもらう「エンディング（終活）支援事業」を引き続き実施します。
- 高齢者本人に加え、その家族への普及啓発を進め、本人・家族の心構えを促します。
- エンディングノートを市ホームページからダウンロードできるようにするなど、誰でも気軽に取り組めるようにします。

【事業の内容】

●エンディング相談支援

葬儀等のエンディングに関することについて相談を受け付けます。葬儀や家財整理等の生前契約について、必要な方には福祉公社をご案内します。

●エンディングノートの配布・出前講座

エンディングノートは、人生を振り返り、要望・希望をわかりやすくまとめ、しっかりと残しておくことで家族等を助け、その人自身の「これから的人生のあり方を考える」一助となるものです。ノート配布とともに、エンディングの出前講座も実施します。

ノート配布場所：高齢者支援課、福祉公社、
在宅介護・地域包括支援センター

- 病気やケガをした時
のことが不安。
- ひとり暮らしで葬儀
や様々な手続が心配。
- 介護が必要になっ
たらどうしよう。



新型コロナウイルス感染症拡大による施策への影響

武蔵野市では令和2年1月31日に「武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、5月13日に「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う対応方針」を、7月16日に「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係る安心と活力を未来につなげる対応方針」を、11月25日に「武蔵野市新型コロナウイルス感染症に係るくらしの安心をまちの活力につなげる対応方針」をそれぞれ公表し、国や都とともに、市独自の支援策を実施。

武蔵野市における新型コロナウイルス感染症対策のための主な施策（令和2年～）

- **介護サービス事業者等にマスクや消毒液などを提供**

2020年3月12日以降7月2日まで合計5回にわたり、マスク(約18万2,000枚)や消毒液(約150本)を市の災害備蓄品等から配布(東京都から配布されたマスク含む)。

- **テンミリオンハウス事業**

2月末から6月中旬まで臨時休館した後、感染防止策を十分に講じたうえで、予約制にて段階的に再開。

- **いきいきサロン事業**

2月末から7月上旬まで休止した後、「武蔵野市いきいきサロン感染症対策ガイド」に基づく感染防止対策を実施したうえで、段階的に再開。感染症対策に必要な費用を補助金として追加支給。

- **感染症対応レスキューヘルパー事業**

家族介護者等が新型コロナウイルスに感染し介護者不在となった在宅高齢者に対し、感染症対応の訪問介護サービスを提供。

- **レモンキャブ事業**

4月下旬以降、通院等でレモンキャブ以外の交通手段の代替が困難な方に限り、特例運行を実施。

- **介護職・看護職Reスタート支援金**

介護人材不足が一層懸念されるため、即戦力となる介護職員等の再就職や介護業界へ新たに就職する方に対し、支援金を支給。

地域包括ケア人材育成センター【2018年度(平成30年度)創設】

介護人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所支援までを一体的に行う総合的な人材確保・養成機関を設置しています。地域包括ケア人材育成センターの4つの機能（活かす、育てる、支える、つなぐ）を強化し、総合的な介護人材の確保、育成事業を拡充します。

地域包括ケア人材育成センターの4つの機能

活かすの推進 人材養成事業
潜在的人材を活用し、
2025・2040年に備えます。

- 介護職員初任者研修
- 武藏野市認定ヘルパー養成研修
- 武藏野市認定ヘルパーフォローアップ研修

育てるの推進 研修・相談事業
質の高いサービスを目指した研修と
従事者相談を行います。

- 技術研修
- 認知症支援研修
- 潜在的有資格者復帰
- 喀痰吸引等研修
- 介護従事者の悩み相談室

つなぐの推進 就職支援事業
人それぞれに合った仕事、
事業所が見つかるよう支援します。

- お仕事フェア
- 就職相談

支えるの推進 事業者・団体支援事業
市内の事業者・団体の経営と
運営を支援します。

- 管理者・経営者向け研修会
- 共助の活動への支援
- プロジェクト若ば

武藏野市 地域包括ケア
人材育成センター

介護人材の発掘と定着支援【2020年度(令和2年度)新規】

介護人材の発掘、養成、育成、定着の推進を図るため、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として実施した「介護職・看護職Reスタート支援金事業」の継続を検討し、人材の発掘・確保に取り組むとともに、市内で働く介護職の定着支援を行います。

令和2年8月から開始！

武藏野市介護職・看護職Reスタート支援金（令和2年度）

対象 いずれにも該当すること

- 緊急事態宣言発令の2020年(令和2年)4月7日以降、武藏野市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる常勤職員であること
- 就職した日から過去3か月以内に介護施設等に在籍していないこと
- 介護施設等の運営法人に直接雇用されていること

対象となる介護施設・資格等

対象となる介護施設等		資格を有する者に該当する資格等
介護 178事業所	訪問介護	介護福祉士 実務者研修修了者 初任者研修修了者 社会福祉士 精神保健福祉士 看護師 准看護師 保育士（障害児通所のみ） 児童指導員（障害児通所のみ）
	訪問リハビリテーション	
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	通所介護	
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護	
	通所リハビリテーション	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	
	認知症対応型共同生活介護	
	介護老人福祉施設	
	特定施設入居者生活介護	
	介護老人保健施設	
	介護療養型医療施設	
障害 58事業所	居宅介護	
	就労系・生活介護	
	共同生活援助	
	施設入所支援	
	障害児通所	

交付金額

- 資格等を有する職員 15万円
- 資格等を有しない職員 5万円



中・重度の要介護状態になっても

■2017年(平成29年)6月に、「ユニット型特別養護老人ホーム、ショートステイサービス、デイサービスに保育所などを併設した多機能の高齢者施設」を開設！



武蔵野市内7番目の
特別養護老人ホーム



●特別養護老人ホーム
個室ユニット型 70床

●ショートステイ
個室ユニット型 10床

●デイサービス ●介護予防拠点
定員20人／日 定員10人／日

●地域交流スペース(防災拠点型)

地域のサークルや打ち合わせにもご利用いただける会議室。ミニコンサートなども可。災害時には福祉避難所に早変わり。

●地域型保育所

定員10名 0才～3才。明るく日当たりのよいテラスと保育室にて、健やかに生活ができます。